	ら(7)―2567まで、(7)―2569から(7)―2571まで、(7)―2574から(7)―2578まで、(7)―2581から(7)―2584まで、(7)―2586から(7)―2595まで、(7)―2600から(7)―2603まで、(7)―2612から(7)―2619まで、(7)―2621、(7)―2622、(7)―2624、(7)―2625、(7)―2627から(7)―2629まで、(7)―2632から(7)―2634まで、(7)―2636、(7)―2640から(7)―2644まで、(7)―2647、(7)―2649、(7)―2650、(7)―2654、(7)―2657から(7)―2659まで、(7)―2661、(7)―2664、(7)―2670、(7)―2671、(7)―2675、(7)―2676、(7)―2679、(7)―2680、(7)―2682から(7)―2685まで、(7)―2687、(7)―2688、(7)―2691から(7)―2698まで、(7)―2705から(7)―2714まで、(7)―2717から(7)―2719まで、(7)―2722から(7)―2725まで、(7)―2727から(7)―2733まで、(7)―2736から(7)―2739まで、(7)―2744、(7)―2745、(7)―2747から(7)―2749まで、(7)―2753、(7)―2754、(7)―2756、(7)―2757、(7)―2759から(7)―2761まで、(7)―2765から(7)―2768まで、(7)―2770、(7)―2771、(7)―2777から(7)―2782まで、(7)―2788、(7)―2789、(7)―2793、(7)―2794、(7)―2797から(7)―2808まで、(7)―2810から(7)―2814まで、(7)―2818、(7)―2819、(7)―2824から(7)―2829まで、(7)―2831、(7)―2832、(7)―2835、(7)―2838から(7)―2841まで、(7)―2845から(7)―2851まで、(7)―2853から(7)―2858まで、(7)―2863から(7)―2865まで、(7)―2867から(7)―2870まで、(7)―2872から(7)―2883まで、(7)―2886から(7)―2890まで、(7)―2893から(7)―2897まで、(7)―2899から(7)―2906まで、(7)―2908から(7)―2911まで、(7)―2914から(7)―2920まで、(7)―2928から(7)―2933まで、(7)―2935から(7)―2948まで、(7)―2950から(7)―2959まで、(7)―2965から(7)―2972まで、(7)―2974から(7)―2982まで、(7)―2984から(7)―2995まで、(7)―3007から(7)―3016まで、(7)―3018から(7)―3032まで、(7)―3035から(7)―3037まで、(7)―3039、(7)―3041から(7)―3061まで、(7)―3063から(7)―3065まで、(7)―3068から(7)―3075まで、(7)―3077から(7)―3083まで、(7)―3086から(7)―3088まで、(7)―3090から(7)―3106まで、(7)―3108及び(7)―3109
(8)化工でん粉、加工油脂等の有機化合物	「(8)化工でん粉、加工油脂等の有機化合物」の項整理番号３、46から50まで、64、67、73、97から99まで、101、196((１→４)－β－D－グルカンのメチル及び２－ヒドロキシプロピルエーテル化物（分子量1,000未満の成分の含有率が１％以下であるものに限る。）に限る。)、236、237（カリウム塩及びナトリウム塩に限る。)、513、517、521、522、524、534、535、543、568及び579並びに(8)―668、(8)―675、(8)―676、(8)―678及び(8)―680
(9)医薬等の化合物	「(9)医薬等の化合物」の項整理番号40、77、315、318、417、801、802、811、869、1001、1047、1283、1375、1458、1508、1540（ナトリウム塩に限る。)、1553、1559、1560、1573、1575（カリウム塩に限る。)、1581、1584、1585、1587、1590、1596、1604、1607、1626、1632、1633、1694、1698から1700まで、1702、1703、1705、1706、2235、2243、2282、2423、2458及び2546並びに(9)―2612、(9)―2617及び(9)―2618

○厚生労働省
環境省　経済産業省告示第二号

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）第二条第五項の規定に基づき、次に掲げる化学物質を優先評価化学物質として指定したので、同条第八項の規定に基づき、その名称を公示する。

平成二十五年三月二十二日

厚生労働大臣　田村　憲久
経済産業大臣　茂木　敏充
環境大臣　石原　伸晃

通し番号	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第２条第５項の規定に基づき、優先評価化学物質として指定した化学物質の名称	官報整理番号
140	アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム（アルキルは炭素数が10から14までの直鎖アルカンの基に限る。）	(3)―1884 (3)―1906 (3)―1949
141	４－ブロモ－２－（４－クロロフェニル）－５－（トリフルオロメチル）－１*H*－ピロール－３－カルボニトリル	(5)―6964

○農林水産省告示第六百七十号

農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第二条第一項の規定により、平成二十五年二月一日付けをもって次の農薬を登録し、同法第六条の七の規定により公告する。

平成二十五年三月二十二日

農林水産大臣　林　芳正

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
23208	フルチアニル乳剤	ガッテン乳剤	東京都千代田区神田司町二丁目２番地 大塚アグリテクノ株式会社　代表取締役 森明平
23209	ダイムロン・メタゾスルフロン粒剤	ツインスター１キロ粒剤	東京都千代田区神田錦町三丁目７番地１ 日産化学工業株式会社　取締役社長 木下小次郎
23210	ダイムロン・メタゾスルフロン粒剤	ＳＤＳツインスター１キロ粒剤	東京都中央区東日本橋一丁目１番５号 株式会社エス・ディー・エス　バイオテック　代表取締役社長　安田誠
23211	ダイムロン・メタゾスルフロン水和剤	ツインスターフロアブル	東京都千代田区神田錦町三丁目７番地１ 日産化学工業株式会社　取締役社長 木下小次郎
23212	ダイムロン・メタゾスルフロン水和剤	ＳＤＳツインスターフロアブル	東京都中央区東日本橋一丁目１番５号 株式会社エス・ディー・エス　バイオテック　代表取締役社長　安田誠
23213	ダイムロン・メタゾスルフロン粒剤	ツインスタージャンボ	東京都千代田区神田錦町三丁目７番地１ 日産化学工業株式会社　取締役社長 木下小次郎
23214	ダイムロン・メタゾスルフロン粒剤	ＳＤＳツインスタージャンボ	東京都中央区東日本橋一丁目１番５号 株式会社エス・ディー・エス　バイオテック　代表取締役社長　安田誠
23215	カフェンストロール・ダイムロン・メタゾスルフロン粒剤	月光１キロ粒剤	東京都千代田区神田錦町三丁目７番地１ 日産化学工業株式会社　取締役社長 木下小次郎
23216	カフェンストロール・ダイムロン・メタゾスルフロン粒剤	ＳＤＳ月光１キロ粒剤	東京都中央区東日本橋一丁目１番５号 株式会社エス・ディー・エス　バイオテック　代表取締役社長　安田誠
23217	カフェンストロール・ダイムロン・メタゾスルフロン水和剤	月光フロアブル	東京都千代田区神田錦町三丁目７番地１ 日産化学工業株式会社　取締役社長 木下小次郎
23218	カフェンストロール・ダイムロン・メタゾスルフロン水和剤	ＳＤＳ月光フロアブル	東京都中央区東日本橋一丁目１番５号 株式会社エス・ディー・エス　バイオテック　代表取締役社長　安田誠
23219	テフリルトリオン・ピラクロニル・メタゾスルフロン粒剤	コメット１キロ粒剤	東京都千代田区神田錦町三丁目７番地１ 日産化学工業株式会社　取締役社長 木下小次郎
23220	テフリルトリオン・ピラクロニル・メタゾスルフロン粒剤	コメットジャンボ	〃
23221	テフリルトリオン・ピラクロニル・メタゾスルフロン水和剤	コメット顆粒	〃
23222	ダイムロン・ピラクロニル・メタゾスルフロン粒剤	銀河１キロ粒剤	〃
23223	ダイムロン・ピラクロニル・メタゾスルフロン粒剤	銀河ジャンボ	〃
23224	ピリフタリド・メソトリオン・メタゾスルフロン粒剤	アクシズＭＸ１キロ粒剤	東京都中央区晴海一丁目８番10号　シンジェンタ　ジャパン株式会社　代表取締役社長　ステファン・ティッツェ